

一、聖徳太子とは

わが国の歴史上の人物で、聖徳太子（厩戸皇子、573?～621年）ほど広く知られている人はあまりいないでしょう。



聖徳太子は昭和5年の百円札以来、一万円札や五千円札の「顔」として長い間国民に親しまれてきました。そして、その肖像画は教科書を飾り、わが国古代史の中で、最重要人物と位置付けられてきたのです。すなわち彼こそは日本の権威を一手に担ってきた人物と言っても過言ではありません。

解説：聖徳太子（しょうとくたいし）は、飛鳥時代の皇族・政治家。用明天皇の第二皇子、母は欽明天皇の皇女・穴穂部間人皇女。「聖徳太子」は後世の尊称ないし諡号しごう。また、厩戸皇子（うまやどのみこ、うまやどのおうじ）、厩戸王（うまやとおう）など本名は厩戸と言われることも多いが、戦後に推定された名が広まったものであり、古代の文献には見えない。叔母の推古天皇のもと、蘇我馬子と協調して政治を行い、国際的緊張のなかで遣隋使を派遣するなど大陸の進んだ文化や制度をとりいれて、冠位十二階や十七条憲法を定めるなど天皇を中心とした中央集権国家体制の確立を図った他、仏教を厚く信仰し興隆につとめていた。

本名については同時代史料には残っておらず、和銅5年（712年）成立の『古事記』では「上宮之厩戸豊聡耳命（かみつみやのうまやとのとよとみみのみこ）」とされている。また養老4年（720年）成立の『日本書紀』推古天皇紀では「厩戸豊聡耳皇子命（うまやとのとよとみみのみこのみこ）」とされているほか、用明天皇紀では「豊聡耳聖徳」や「豊聡耳法大王」という表記も見られる。

「聖徳太子」の語は『懷風藻』の序に見えるのが初出であり、「厩戸王」という名は歴史学者の小倉豊文が1963年の論文で「生前の名であると思うが論証は省略する」として仮の名としてこの名称を用いたが、以降も論証することはなく、田村圓澄が1964年発刊の中公新書『聖徳太子―斑鳩宮の争い』で注釈なしに本名として扱ったことで広まった。

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳がんごうじがらんえんぎならびにりゅうきしざいちょう』が引く「元興寺露盤銘ろばんめい」には「有麻移刀」、「元興寺縁起」には「馬屋門、馬屋戸」と記載されており、前之園亮一は読みが「ウマヤト」であったことは事実であろうとしている。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

しかし、聖徳太子と聞いて、誰でも頭に描くその肖像画は、こんにち紙幣や一部の教科書から、国民には何の説明もなしに、静かに消えてしまっています。その理由については、結論だけ述べますと、この肖像画は中国の官人のものとみられ聖徳太子ではなかったのです。また、高校の歴史教科書の一部でも、聖徳太子に関する記述に微妙な変化があります。

例えば、「厩戸皇子（うまやどのみこ・聖徳太子）」として、以前とは異なり聖徳太子の名が前面ではなくカッコ書きになっています。それは何故なのか。

そこで、通説（前述のウィキペディア等）による聖徳太子の略歴を調べますと。聖徳太子は31代用明ようめい天皇の皇子で幼名を厩戸王うまやどのおう、叔母の33代推古すいこ天皇の皇太子となり摂政となった。十七条憲法や冠位十二階を制定し、遣隋使けんずいしを送り、「日出ずる処の天子」の国書を隋の皇帝に呈し、法隆寺や四天王寺を建立した一等々。これらの事跡からわが国の偉大なる大政治家・大思想家とされて来ました。そして、“太子信仰”というべきものが全国津々浦々に浸透していることは、皆さんもご存知の事と思います。

また、聖徳太子は実在か否かについても、次のような諸説があります。

先ず、大山誠一氏（中部大学教授）は『〈聖徳太子〉の誕生』や『聖徳太子の真実』で、厩戸王は実在の人物であるが、聖徳太子は実在しない架空の人物である。そして、厩戸王が登場する時代は、蘇我王朝であり、聖徳太子は蘇我馬子であった―― という。

大山説のあと合田洋一氏『聖徳太子の虚像』初版 3 とほぼ同時期に谷沢永一氏（関西大学名誉教授）の『聖徳太子はいなかった』が世に出、その一方でこれらの説に反論するものとして田中英道氏（東北大学大学院教授）の『聖徳太子虚構説を排す』など、百家争鳴の観を呈しています。古田武彦氏（元・昭和薬科大学教授）もまた『法隆寺の中の九州王朝』 4 で、聖徳太子の虚偽を精微に論証しています。

そこには、この「法王大王」は聖徳太子ではなく、それは歴史上太子よりも格上の人物、『隋書』「倭国伝」に登場する日本列島を代表する時の最高権力者、九州王朝倭国王・多利思北孤たりしほこであった。そして、当時の中国を支配していた隋の皇帝“煬帝ようだい”と対等に渡り合った「日出ずる処の天子」その人である。と述べています。詳しくは『新説伊予の古代』 5 による。

注

- 1、『聖徳太子の謎』阿部誠一著（『今治手帳』所収1994年春号-- 肖像画について）
- 2、「風土記」は和銅六年（713）元明天皇の「風土記撰上の詔」によって編纂された。『伊予国風土記』は逸文として『釈日本紀』巻14に所収されている。 --日本史文献解題辞典 吉川弘文館
- 3、『聖徳太子の虚像』合田洋一著 2004年7月 創風社出版
- 4、『法隆寺の中の九州王朝 -- 古代は輝いていた III』古田武彦著 1985年 朝日新聞社 1988年 朝日文庫
- 5、『新説 伊予の古代』合田洋一著 2008年11月 創風社出版

二、『隋書ずいしょ』『倭国伝たいこくでん』が物語る真実

中国の史書に『隋書』『倭国伝』1 があります。これに記された中心人物の通説が聖徳太子とされているので、先ずこれについて考えます。

この「倭国伝」に、隋の使者「裴世清はいせいせい」が、先の倭国（倭国）使者の答礼としてやって来て、倭国までの行路、その国の王や家族について、また政治状況を克明に記しています。

なぜ倭国伝(わこくでん)ではなく倭国伝(たいこくでん)なのか？

隋書倭（原文は倭（たい））国伝は、宋書倭国伝より、200 年ほど時代は下ります。隋書は、本紀 5 巻、志 30 巻、列伝 50 巻からなり、顔志古がんしこらにより編纂され、656 年に完成しました。倭国に関する記述は、列伝第 46 条東夷のなかにあります。

隋書倭国伝（ずいしょわこくでん）と呼ばれてますが、実は、原文には、倭国との記載はなく、すべて倭国(たいこく)となっています。しかしながら、通常は倭国の書き誤りとされています。どこかで聞いた話ではないでしょうか？。そうです。魏志倭人伝における邪馬壹国→邪馬台国への原文改定と同じです。そのさいも書き写しの際の書き誤りということになっており、ほとんどの人は、その事実すら知りません。

1、倭国は何処どこか

まず、倭国は何処にあるのか、そこまでの使者の行路を記しています。そこは漢の光武帝より金印を賜った国「委奴国いどこく・いぬこく」（『後漢書』）、次いで女王・卑弥呼ひみかの国「邪馬壹国やまいちこく」（『三国志』『魏志倭人伝』）、「倭の五王」の「倭国」（『宋書』『倭伝』など）、これらの王朝の所在地は九州北部を示しています。

読み方：宗主国＋国名＋官号 → 漢＋委奴国＋王

読み：委・・イ(呉)(漢) 奴・・ド(漢)ヌ(呉) 2019.2.4 BS-TBS にっぽん！歴史鑑定 福岡市博物館 米倉秀紀

「倭国」の通説は近畿の大和です。しかしながら同書（『隋書』）には、大和への行路、つまりその途中の瀬戸内海や大阪湾・近畿を特定するような記事が一切ありません。そこに記載されていたのは、「阿蘇山有り。其の石、故無くして火起り天に接する者、俗以て異と為し、因って[示壽]祭を行う。」とあって、そこは阿蘇山下の王朝を示していて、言うまでもなく阿蘇山は九州にあるので、舞台は九州北部。したがって結論は「倭国は博多湾岸を中心とする筑紫にあった」ということになります。

解説：『隋書倭国伝』には

隋書は唐の魏徵撰。唐の二代目、太宗（李世民）の貞観二年（628）、学者を率い、数年かけて戦乱の間にバラバラになってしまった四部書（経、史、子、集）を校訂したとされている（旧唐書魏徵伝。新唐書では貞観三年）。隋書もこの間に編纂された。魏志倭人伝の「壹与」を「台与」と記す梁書（姚思廉撰）の編纂にも魏徵が関与している。

読み下し文（部分）

・「タイ国」は百済・新羅の東南にあり。水陸三千里、大海の中において、山島に依って居る。魏の時、訳を中国に通ずる者三十余国、皆自ら王と称す。夷人里数を知らず、ただ計るに日を以てす。その国境は東西五月行、南北は三月行にして、各々海に至る。その地勢は東高くして西下り、「邪馬堆」に都す。即ち魏志のいわゆる邪馬台なる者なり。古よりいう、「楽浪郡境及び帯方郡を去ること並びに一万二千里にして、会稽の東にあり、タン耳と相近し」と。（略）魏より齊・梁に至り、代々中国と相通ず。開皇二十年、「タイ王」あり、姓は阿毎、字は多利思北孤、阿輩キ弥（オホミ・アハミ）と号す。

（略）気候温暖にして、草木は冬も青く、土地は膏腴（コウウ）地味が肥えていること）にして、水多く陸少し。（略）阿蘇山あり。その石、故なくして火起り天に接する者、俗以て異となし、因て禱（コウ）祭を行う。（タイ＝にんべん＋妥＝大倭）（大隋国に対し大倭国と名乗ったものとみられ認められなかったものと考えられます。）

以上の結論として、「魏より齊・梁に至り、代々中国と相通ず」と記載されており、これにより卑弥呼から「倭の五王」に至るまで同じ王朝であり、そして「タイ国も、即ち魏志のいわゆる邪馬台なる者なり（略）阿蘇山あり」とあるように、筑紫にあったと考えられます。しかし663年（天智3年）「白村江」の敗戦の後、徐々に主権が日本国に移り701年の日本国成立（大宝建元）とともに衰退した。これらの史書（『後漢書』、『三国志』、『魏志倭人伝』、『宋書』、『倭伝』、『隋書』、『倭国伝』）は、倭奴国から倭国へさらに日本国への変遷を物語っているものと考えられます。

2、倭王“阿毎多利思北孤あまたりひほこ”今に甦る

次に、倭国王“阿毎多利思北孤”とその家族、そして政治状況について、『隋書』『倭国伝』の主要部分を論述します。2

開皇二十年（600）、倭王、姓は阿毎あま、字あざなは多利思北孤たりしほこ、阿輩あはいの鷄弥きみと号す。（1）. 王の妻、鷄弥きみと号す。後宮に女六・七百人有り。太子を名づけて利と為す。歌弥多弗かみたふの利なり（2）. 内官に十二等有り（詳細は後述）。（3）. 大業三年（607）、其の王多利思北孤、使を遣わして朝貢す。

使者曰く「聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興す」、と。其の国書に曰く「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙つつが無しや云云」と（4）. 帝、之を覽て悦ばず、鴻臚卿に謂いて曰く「蛮夷の書無礼なる者有り、復また以て聞ふんする勿なかれ」と。明年、文林郎裴清ぶんりんろうはいせいを遣わして倭王に使せしむ（5）. とあります。これらを解説します。

(1).「開皇二十年」の記事について論証すると、

「倭たい」は「大倭たいゐ」の卑字。「姓は阿毎あま」は、「天あま・あめ」であり「天照大神あまてらすおおみかみの天」、神話に頻出しています「天の何がしの命」で、天族（海人族・あまぞく）の天と考えられます。

通説では、天皇家には「姓」がないため、そこから多利思北孤を姓のある蘇我馬子に比定したり、字あざなは多利思北孤たりしほこ、通説の「北」は「比」の誤りとして、大和王家に数多く見られる名前「帯彦たらしひこ」に合わせて“多利思比孤たりしひこ”と原文改定しています。「阿輩鷄弥」は、「吾が君」の意。

(2).「王の妻、鷄弥きみと号す」――倭王には鷄弥と言う妻がいると記している。多利思北孤は「男帝」であり、時の大和の大王おおきみは女性の推古天皇です。使節（裴世清）が王に会って、女性を男性に見間違えるとは考えられませんので、そこで中国に対して女帝では失礼だから、聖徳太子を大王に仕立てたとか、或いは、聖徳太子は初めから大王であったとか、または蘇我馬子が大王だったとしています。

「太子を名付けて利となす。歌弥多弗かみたふの利なり。」

「歌弥多弗」は「上塔かみたふ」であり、博多の字地名（旧、九州大学の地帯）にある「上塔かみとう」「下塔しもとう」と関連する在所名と考えられ、「利」は中国風一字名称と思われます。

いずれにしても、王の名「多利思北孤」、王後の名「鷄弥」（君か）、皇太子の名「歌弥多弗の利」など、大和関連の史書には、一切現れない名前である。つまり、それは大和には全く関係のない人物であったことを意味しています。

(3).「内官に十二等有り」――冠位十二階のことと考えられます。「徳・仁・義・礼・智・信」を大・小に分けて十二階。『日本書紀』推古十一年（603）十二月条に、「徳・仁・禮（礼）・信・義・智」とあり、これが大・小に別れている。これは、倭国の冠位とは、順序が違っただけで全く同じです。倭国の使節は開皇二〇年（600）であり、それに基づいて記載されているので、『日本書紀』の記述は3年あとのことになります。

従って、これは明らかに『日本書紀』が聖徳太子の業績を創り上げるために九州王朝倭国の史書（『日本書紀』の割注にある『日本旧記』『日本世記』『一書』など。これらの書は九州王朝が大和王朝に滅ぼされた段階で、没収・廃棄処分された。中から――和銅元年〈708〉正月、元明天皇「禁書の令」『続日本紀』）から「盗用」したものと考えられます。

(4).「大業三年（607）」、倭王・多利思北孤が隋に使節を送った。その国書の文言「日出ずる処の天子、云云。」は、あまりにも有名、格調高く、わが国の尊厳を見事なまでに表現しています。

国書なので署名があり、そこに大倭・多利思北孤と書いてあったはずです。

通説は、聖徳太子が推古一五年（607）に遣隋使・小野妹子おののいもこを派遣して、隋の皇帝煬帝ようだいにこの国書を呈した、となっています。

しかし、『日本書紀』は大和王朝と中国との国交（朝貢）記事については、この推古十五年が初見。即ち、「大禮たいらい小野臣妹子を大唐に遣わした」と、「隋」ではなく「大唐」となっており、以後も「遣隋使」は一度も出現せず、全て「唐」または「大唐」の「遣唐使」と記されています。しかも、『日本書紀』には不思議なことに、隋の皇帝と対等の立場に立つ「天子」と自らを位置付けた誇り高い国書であるにもかかわらず、この記事内容は一切書かれていません。

(5)．「帝（煬帝）これを覽て悦ばず」「蛮夷の書無礼なる者有り」つまりこの国書を見て大変立腹したとあります。これは、自分達が世界の中心であるという「中華思想」の中国の天子からみたら当然のことで、周辺の国々は全て蛮族とみなしていた。そして、それらの国々は中国の王朝を冊封体制下の宗主国として、敬仰しなければならなかった。

九州王朝を代表する国で、中国や朝鮮半島の史書に散見する「委（倭）奴国」「倭奴国」「邪馬壹国」「倭国」「大倭国」などは、中国の皇帝より王位や将軍位（爵号）をもらい、中国を宗主国として朝貢し、敬仰してきた経緯があります。

従って、対等の天子を名乗ることなどもってのほか、許されないことでありました。しかしながら、当時「隋」は隣国の「高句麗」と戦争の真最中で、朝鮮半島南部にいた倭人の協力・援護を必要としたので、怒りはしたけれど、裴世清を使わすことで状況を見たと思われます。

従って、これらのことから小野臣妹子の「遣隋使」、そしてこの「国書」も、「冠位十二階の制定」も、聖徳太子とは一切関係がなかったと考えられます。

なお、「十七条憲法」も太子の手によるものではないと考えられ。その政治は仏教を根幹に据えており、既に「法治国家」であった九州王朝倭国の天子・多利思北孤が制定したものと考えられます。

あの「聖徳太子」が教科書から姿を消すワケ

彼自身の実績とは直接関係ないとする可能性も指摘され、徐々に疑問が生じています。少なくともこの時代に、彼が天皇の摂政として存在したのは確かですが、「聖徳太子」聖徳太子の称号は「憲法十七条」をはじめ、数々の功績によるものです。

ところが、最近の研究から、推古王朝は彼一人でなく天皇、蘇我氏、厩戸王3者の共同体制による運営とされています。

① 冠位十二階などは「多くの人物」の手による合作

Q:冠位十二階はあったのですか？

A:ありました。ただ、中国、朝鮮半島でも同じような制度はあったので、それを導入したと考えるのが自然でしょう。また、制定の理由は「新しい人材登用が目的」というより、「当時遣隋使の派遣などで積極的に国際化を目指した日本が、先進国としての対外的イメージをつくるため」という意味合いが強いようです。なお、制定に際し、ここでも「厩戸王」の主体的関与の証拠はありません。

② 憲法十七条は彼よりも「後の時代」に完成した

Q:憲法十七条はあったのですか？

A:ありました。ただ、『日本書紀』にある604年という成立年に疑問が生じているようです。当時の天皇家の持つ権力（＝勢力）は、蘇我氏など大豪族とあまり差がなく拮抗しており、この状態で条文にある「天皇中心の国家」をうたいあげるにはまだ時期が尚早だったとの見方と、条文にある「国司」名が未だ使われていなかったのではという疑問点から、「実際の制定はもっと後の時代だった」という主張もあります。

③ 遣隋使は小野妹子より「以前から」派遣されていた

Q:遣隋使派遣はあったのですか？

A:ありました。でも小野妹子で有名な607年が最初ではありません。日本側の記録にはありませんが、中国側にははっきりと600年に遣隋使が訪れたときの詳細な記録が残されています。当時の遣隋使は、後の遣唐使ほどの重要性を持ってなかったとも考えられます。遣隋使に関しても、厩戸王の主体的関与の証拠は見つかっていません。

など、の称号に値する“すべてをひとりで成し遂げた”人物ではなかった、つまりは「聖徳太子」はいなかった」とする見方が現実味を帯びてきました。

日本史は「進化」している。後に「伝説の学習参考書」と呼ばれた『大学への日本史』の初版は1973年。刊行後の40年の間に、さまざまな歴史的事実が明らかになりました。歴史は絶えず「進化」を続けています。今回のリニューアル出版にあたっては、まだ上記の議論に結論が出ていないことから、従来の内容に従い、これらは彼の成した功績として記述していますが、人物名は「聖徳太子」とせず、本来の名である「厩戸王（聖徳太子）」としました。

（旧）聖徳太子 → （新）厩戸王（聖徳太子）

現在使われている高校の日本史教科書（『詳説日本史B』山川出版社）でも、「厩戸王（聖徳太子）」と表記されていますが、次の教科書検定で改訂されるときには、「聖徳太子」の語は本文からは削除されると思われます（脚注では言及される見込みです）。今回紹介した歴史の「進化」の一例も、現時点での「最新版」ですが、決して「最終版」ではありません。研究・発見が続く限り、歴史教科書はこれからも内容が書き換えられていくことでしょう。出典：東洋経済ONLINE 山岸 良二：歴史家・昭和女子大学講師

つまり、これらは聖徳太子の事績ではなく、九州王朝倭国王・多利思北孤の事績を“換骨奪胎”したものと考えられます。九州王朝倭国（倭国）は、この後、風雲急を告げる朝

鮮半島情勢、任那みまなの回復・百済くだらの救援に没頭して行きます。そして、中国でも隋が滅び唐に代わります（618年）。このような状況下で、倭国は国力を消耗させ、衰退の道を歩み、遂に「白村江の戦い」で決定的な敗北を帰して、滅亡へと突き進みます。そのような状況下に台頭してくるのが大和王朝と考えられるのです。

注

- 1、隋が滅び次の唐代の621～636に、魏微らにより編纂・成立をみた隋朝に関する史書。
- 2、『九州王朝の論理 -- 「日出ずる処の天子」の地』古田武彦・福永晋三・古賀達也共著 2000年5月明石書店より引用。

三、釈迦三尊像の微笑み - 光背銘が示すもの

聖徳太子信仰の一つに、法隆寺の本尊・釈迦三尊像（国宝）があります。
この三尊像の光背に、196文字の金石文が遺されています。



「法興元廿一年歳次辛巳十二月、鬼前太后崩。明年正月廿二日、上宮法皇枕病弗愈。王食王后仍以劳疾、並著於床。時王后王子等、及與諸臣、深懷愁毒、共相發願。仰依三寶、當造釋像、尺寸王身。蒙此願力、轉病延壽、安住世間。若是定業、以背世者、往登浄土、早昇妙果。二月廿一日癸酉、王后即世。翌日法皇登遐。癸未年三月中、如願敬造釋迦尊像并侍及莊嚴具竟。乘斯微福、信道知識、現在安隱、出生入死、隨奉三主、紹隆三寶、遂共彼岸、普遍六道、法界含識、得脱苦縁、同趣菩提。使司馬鞍首止利佛師造。」

「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」

この銘文にある「上宮法皇」、そして三尊像の中央に坐しているのが聖徳太子だとされています。他に銘文に刻まれていた鬼前太后きぜんたいごうの通説が穴穂部間人皇后（あなほべのはしひとのこうごう・太子の母、三一代用明天皇皇后）、また干食王后かんじきおうごうが膳部郎女かしわでのいらつめとなっています。

この「鬼前太后」や「干食王后」という不思議な名前は他の同時代史料からは一切出現せず、それに加えて、この銘文には時の推古女帝の名はありません。

そして、太子の妃のうち正妻格は蘇我馬子の娘・刀自古郎女（とじこのいらつめ・山背大兄王?やましろおうえのおうの母）であり、他の妻は、推古の娘と推古の孫、最後の一番身分の低い膳部郎女は、王後の称号をもらえる立場のものではありません。

次に、「上宮法皇」について。

聖徳太子は『日本書紀』では上宮太子かみつみやのひつぎのみこ・上宮皇太子かみつみやのひつぎのみこと記されていて、上宮法皇とは記されていません。天子（天皇）が僧籍に入って「法皇（王）」となるのであって、太子は終生ナンバーツの皇太子なので、法皇になる資格はなく。通説は、聖徳太子の「上宮太子」を銘文の「上宮法皇」に無理やり当てはめたのであり。古田氏は前掲書 1 で次のように述べています。

上宮法皇は上宮に住んでいたから上宮法皇であり、その地で死んだと解すべきで、聖徳太子は『日本書紀』に、「宮室を斑鳩いかるがに興す。斑鳩宮に薨ず。」とあるので重大な差異がある。この「上宮法皇」は聖徳太子ではないと考えられます。

次に、太子の没年であるが、通説は、この銘文に合わせて六二二年となっている。しかし、その太子が建立したという法隆寺、その本尊の釈迦三尊像の中心人物が聖徳太子であるというのであれば、銘文の没年（622年2月22日）と、国史である『日本書紀』の没年（621年2月5日）が違うことは到底考えられない。つまり、同一人物ではあり得ない。と。

結論として、上宮法皇とは法興年間における当時の日本列島を代表する最高権力者、九州王朝倭（倭）国王・多利思北孤その人であり。また、「鬼前太后」は多利思北孤の母親、「干食王后」は倭国伝に登場する妻「鷄弥」と考えられます。

なお『日本書紀』天智九年（670）の条に、「夜半之後、法隆寺に災あり。一屋余す無し」とあり、火災で「何一つ残らず焼けた」、と書かれています。

これが近年、若草伽藍跡の発掘と焼けた瓦などにより最初の法隆寺焼失が確認され、また五重塔の心柱の伐採年及び釈迦三尊像の真上の天蓋てんがい在使用していた木材の「年輪年代測定法」の結果 2、再建ではなく「移築」だった事が判明しました。それも九州太宰府にあった寺を移築したとする説が濃厚です。3

そして、この時最初の本尊も焼けたと思われるので、現存の釈迦三尊像は初めから法隆寺の本尊としてあったものではなく、移築時に移されたものと考えます。ところが、その本尊・釈迦三尊像の光背銘にある三名の没年が、厩戸皇子・穴穂部間人皇后・膳部郎女の没年と近かったこともあり、厩戸皇子いわゆる上宮太子を上宮法皇とする恰好の仏像となったと思われます。

注

1、前掲『法隆寺の中の九州王朝』より引用。

2、五重塔の心柱の伐採年が594年、また釈迦三尊像の真上の天蓋に使用していた木材が「年輪年代測定法」の結果606年に伐採したものと判明した。

3、観世音寺か ――米田良三氏説、他の移築説もあり。「法隆寺移築問題」シンポジウム 2004年9月4日 東京全通会館

九州年号の実在性 -- 「法興」年号とは

法興六年は、大和王朝では推古四年（596）にあたる。前述の「釈迦三尊像の光背銘」にも法興三十一年とあります。

この年号は国内の神社・仏閣・史書などから数多発見されている年号の一つで、通説では大和朝廷の年号ではないことから、神社・仏閣・豪族などが勝手に作った「私年号」（「逸年号」とも言う）として処理されていました。

ところが、これは「私年号」にあらずで、当時、日本列島を代表する九州王朝倭国の制定による「九州年号」だったのです。言うまでもなく、年号の制定は天子のみに許された特権である。「九州年号」は九州王朝の倭王「磐井」が西暦517年に中国の冊封体制（六朝の南朝「梁」のとき）天子として「継体」年号を制定したのに始まると考えられます。

これは中国で云うと、梁「（りょう、502年 - 557年）中国の南北朝時代に江南に存在した王朝」の時代です。この時期に「梁」の冊封体制から開放状態になったものと考えられます。これは古田武彦氏によりますと、「斉」の武将が、「斉の天子」を廃止して自分が天子になろうとしたため倭国は、それに賛成しなかった。

このため「斉」は、倭国と国交を断った。これにより「斉」の年号は使えない事になりますので、自国年号を創設したと言われています。

六朝りくちょうとは、いわゆる中国で、後漢の滅亡から隋の統一まで、揚子江流域におこり建康（=建業・南京）に都した六つの王朝（二二二 - 五八九年）の総称。三国の呉、南渡後の晋（東晋）と南北朝の南朝四王朝（宋・斉・梁・陳）をさします。

この時、大和王朝の天皇代は継体天皇十一年に当たります（天皇諡号は後世の命名）。以来、途切れることなく「大化」七年（701）3月31日まで連綿と続きます。

その翌日、大和王朝に政権が委譲し、大和年号「大宝」元年となるのです。

なお、この後も九州王朝の残党が薩摩・大隅国で抵抗し「大長」年号を712年まで建てていた（世に言う「隼人の乱」）。そして、その中の一つに「法興」（591・兄弟年号・天皇代崇峻四年）があります。

解説：隼人の反乱（はやとのはんらん）は、720年（養老4年）九州南部に住む隼人がヤマト王権に対して起こした反乱である。1年半近くに及ぶ戦いは隼人側の敗北で終結し、ヤマト王権の九州南部における支配が確立した。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

九州年号について

各地の寺や神社、あるいは古文書などいろいろな記録に古代天皇家の正史である「日本書紀」にはない「年号」がみつかっています。これらの年号を記す資料としては「二中歴」「本朝皇代記」「和漢春秋暦」「建長寺年代記」「麗気記私抄」「王代年代記」「勝山記」「海東諸国紀」「宝光寺年代記」「和漢合運図」「和漢合符」「三国合運」「和漢年代記」「王代記」「年代記」「建仁年代記」「如是院年代記」「襲国偽僭考」「興福寺年代記」「続群書類従本『善光寺縁起』」など各種、多数あるとされています。次に「二中歴」を記します。

二中歴 年代暦 (付西暦年数)

年始五百六十九年内世九年無号不記支干其間結繩刻木以成政

継体	五	元丁酉	五一七～五二一	善記	四	元壬寅	五二二～五二五 (同三年癸丑成始文善記以前武烈即位)
正和	五	元丙午	五二六～五三〇	教倒	五	元辛亥	五三一～五三五 (舞遊始)
僧聴	五	元丙辰	五三六～五四〇	明要	十一	元辛酉	五四一～五五一 (文書始出来結繩刻木止了)
貴楽	二	元壬申	五五二～五五三	法清	四	元甲戌	五五四～五五七 (法文〃唐渡僧善知傳)
兄弟	六	戊寅	五五八～五五八	蔵和	五	己卯	五五九～五六三 (此年老人死)
師安	一	甲申	五六四～五六四	和僧	五	乙酉	五六五～五六九 (此年法師始成)
金光	六	庚寅	五七〇～五七五	賢称	五	丙申	五七六～五八〇
鏡當	四	辛丑	五八一～五八四 (新羅人來從筑紫至播磨焼之)	勝照	四	乙巳	五八五～五八八
端政	五	己酉	五八九～五九三 (自唐法華經始渡)	告貴	七	甲寅	五九四～六〇〇
願転	四	辛酉	六〇一～六〇四	光元	六	乙丑	六〇五～六一〇
定居	七	辛未	六一一～六一七 (注文五十具從唐渡)	倭京	五	戊寅	六一八～六二二 (二年難波天王寺聖徳造)
仁王	十二	癸未	六二三～六三四 (自唐仁王經渡仁王会始)	僧要	五	乙未	六三五～六三九 (自唐一切經三千余卷渡)
命長	七	庚子	六四〇～六四六	常色	五	丁未	六四七～六五一
白雉	九	壬子	六五二～六六〇 (国々最勝会始行之)	白鳳	二三	辛酉	六六一～六八三 (対馬採銀觀世音寺東院造)
朱雀	二	甲申	六八四～六八五 (兵乱海賊始起又安居始行)	朱鳥	九	丙戌	六八六～六九四 (仟陌町収始又方始)
大化	六	乙未	六九五～七〇〇				

覧初要集云皇極天皇四年為大化元年

已上百八十四年々号世一代(不)記年号只人傳言 自大宝始立年号而已

翻刻追文 飯田満磨

監修校訂 古賀達也

平成十四年五月二日